企調75－07

部内資料

東南アジア諸国の投資環境

（タ　イ　編）

国際協力事業団
企画調査調整部

国際協力事業団
受入月日 '84. 3. 21
122
38
登録No. 01111
PL

まえがき

去る4月20日より25日迄東京に於て「東南アジア貿易、投資、観光促進センター」主催により東南アジア各国代表出席の下に投資に関する政府間会議及び民間レベルの投資セミナーが開催された。本件会議は東南アジア開発閣僚会議のフオローアップとして開催されたものであり、域内各国の投資政策及び関連情報を交換し、今後の投資の促進に資する目的を有しているが、国際協力事業団も同会議にオブザーバーを出席せしめ、事業団の行っている投融資につき紹介につとめると共に、関係各国情報収集に努めた次第である。

本調書は出席各国（インドネシア、タイ、フィリピン、マレイシア、シンガポール、ヴィエトナム、ラオス）代表の説明を国別に取纏めたものであるが、執務上何等参考迄に上梓するものである。

田中企画調査調整部長

JICA LIBRARY
1017595[9]

（注）

東南アジア貿易・投資・観光促進センター
（SEAPCENTRE）

東南アジア開発閣僚会議の第3回会議（1968年）で発案され、1972年設立された国際機関で、事務所は東京にある。

構成員（国）は、インドネシア、日本、カンボジア、ラオス、マレイシア、フィリッピン、シンガポール、タイおよびヴトナムである。

事業目的は、東南アジアからの輸出を促進し、東南アジア地域への投資の流入を促進し、並びに同地域への来訪、立寄り観光客の往来を増加させることである。

目　次

（タ　イ　編）

Ⅰ. 投資会議における最近の投資政策に関する概況説明 …… ページ 1

Ⅱ. 投資セミナーにおける説明 …… 11

Ⅲ. 投資セミナー資料 …… 19

資料 1. 投資セミナーテキスト …… 19

資料 2. 投資関係法 …… 35

タイ代表団

Dr. Somporn Punyagupta
Secretary-General
Board of Investment

Mr. Phut Hotrabhavanondh
Commercial Counsellor
Royal Thai Embassy, Tokyo

Mr. Chira Panupong
Chief Economist
Board of Investment

Mr. Chaimongkol Plasai
Commercial Attache
Royal Thai Embassy, Tokyo

Ⅰ　投資会議における最近の投資政策に関する概況説明

I. 投資会議における最近の投資政策に関する概況説明

1. これまでの投資

タイの投資推進計画は、1960年から始まるが今日まで、874の企業が480億バーツ（約US$24億）の投資を行い、タイの工業化と経済の発展に寄与してきた。当初から広範囲にわたる開発計画を目ざしていたが、はじめのころは輸入代替品、とくに消費財に投資が集中した。すなわち、セメント（今日でも比率は高い）、自動車および二輪車のアセンブリー工場（設立はおくれたが今でも奨励産業の一つである）、建設材料、薬品、化学品などである。又観光事業を拡大する計画に沿って、ホテルやその関連施設の建設も進めてきた。

2. 現在の外資政策

今日、投資の重点は輸出指向型産業、農業、中間資本財産業に移ってきている。又、地域的には、投資のバンコック以外への分散に重点を置いている。す

なわちバンコック周辺地区での人口集中、公害、交通渋滞、公共費の高騰といった弊害を予防し、同時に地方に産業センターを作るという政策である。

当初の開発計画を振り返ってみると、二つの短所があった。一つは、優先度の高いプロジェクトの選択が不十分であったこと。他の一つは、投資促進に対して受動的であったこと、言いかえれば、投資プロジェクトを評価することのみにとどまっていたわけである。そこで、政府はより積極的にタイの工業化目的に貢献する有望なプロジェクトの発掘に努めるための局を設置した。この局は *pre-feasibility study* からプロジェクトの推進まで行い、国内外で、プロジェクト発掘に力を入れている。この目的のため、西ドイツとアメリカに事務所を開設した。

次に気づいた点は、投資奨励策の特権適用について、これまで、特別のプロジェクトに限定しすぎてきたことである。現実問題としては法律の条文にぴったり適合するプロジェクトが少いことを発見した。今后、現在の投資奨励法が改正され「投資委員会」

が弾力性のある法の運用をできることになるよう望んでいる.

3. 日本の投資

1960年10月から1974年12月までの間に奨励産業部門への投資では、日本からの投資額が最大で、外資のうち約40%をしめており、次いで、アメリカ(14%)、台湾(12%)である. ただ、奨励産業部門でない部門への投資では、やはり日本の比率は高いが、近年、アメリカは日本と同程度になってきている.

タイとしては、日本からの投資をタイ経済の発展に寄与するものとして歓迎しているが、一般国民は日本企業がタイの工業化と発展よりも、市場の拡大を目ざしている、と信じているようである. この態度がいかに間違っていようとも、日本企業の存在は事実であり、ある分野、例えば貿易面では、日本企業が強大であることも事実であろう。又、日本企業が過去において、タイ人を訓練し、要職につけさせ

るための努力を欠いていたようでもある。

最近、日本企業がタイでの日本企業のイメージを改善するため、相当努力しているが、今后とも日本政府の関係者も含め、既存および新しい企業進出の双方について、一層の努力望みたい。

タイの外資政策が有効に外国投資家によってまもられれば、100%外資もなくなり、又、要職についているタイ人と外国人のバランスがとれ、さらに、訓練によりタイ人が外国人技術者の後をつぐこととなろう。

我々としても、外国からの投資環境を改善し、又外資がタイの開発ニーズに貢献することを国民に説明するよう提案している。又、田中前首相が訪問時設立が合意された「日・タイ投資協力委員会」の活動を強化する計画もたてている。

4、地域工業化調整計画の提案

我々の国の工業化の潜在力を最大限に発揮するため、我々が協力しあう方法について考えを述べてみ

たい．私の言いたいのは、我々数ヶ国を市場とし、規模の経済が働く産業をある国に協同で設立してはどうかということである．そして各国にこのような産業を平等に分散させ、これらの商品の輸入関税を軽減させることに各国が同意すれば、新しい規模の大きな産業活動が可能となる．もし、このような協同した行動をおこさなければ、我々は、今后とも、他の地域からの輸入に依存し続けることとなろう．私の提案は、ＡＳＥＡＮで求められている経済協力と一致するのである．

我々の友人である日本もこの地域工業化調整計画の実現に協力してくれるであろう．又、この新しい産業への潜在力のある投資家である日本企業が、上記の計画に不可欠である技術的、工学的ノーハウを提供してくれよう．この計画については会議で皆さんと検討してみたい．

5. 終　り　に

最后に皆さんに質問してみたい．工業化を進めて

いるタイが今日直面しているような種々の問題（皆さんの多くはすでに経験されたり、現在直面しているでしょうが）について、皆さんがどういう風に解決したか、又、しようとしているかということである。すなわち、経済開発と工業化の推進が望ましい目標であるが――このことは皆さん同意されるでしょう――その反面、「よりきれいな環境」「タイ人のより明確な定義」、「経済および金融面での他国への依存度の低下」といったものに対する国民の熱望が強くなれば、又別の新しい目的が生まれる。この新しい目的は直接経済開発とは矛盾しないだろうが、多くの場合困難な障害、遅延又開発コストの上昇等を伴なう。要するに選択という困難な問題が生まれ、さらに、相対立する目的をどうウェイトづけするか、又は、それらをどう調和させるかという問題も発生するのである。

このような情況で、政府がどういう態度をとるべきか。もちろん、特別のプロジェクトあるいは経済政策についての目的、意見の衝突があるようなとき

政治が介入することを私は是認している。とくにその反対が極端で、かつ、理窟のとおらない要求であるとき、政治が介入すべきである。しかし、今私のここで、皆さんにおうかがいしたいのは、この点ではない。私の言いたいのは、「夫々一つづつ取り出せば適正である相対立する目的を調和させるため、合理的な根拠にもとづき、どのような原則、ガイドラインを、我々がとるべきか」、ということである。

以　上。

Ⅱ　投資セミナーにおける説明および質疑応答

II. 投資セミナーにおける説明

講　師：DR. SOMPORN PUNYAGUPTA
SECRETARY-GENERAL, BOARD
of INVESTMENT

内　容

タイ新政権は、先般、新政策綱領を発表したが、その中には投資促進計画についても触れられているので、同綱領の概要を紹介する。

主要経済目標 ―― 4つ

a)、貧困の克服

b)、5年以内に完全雇用の達成

c)、農村地域の開発

d)、インフレの管理

上記目標達成のための戦略

a)、雇用水準拡大のために工業投資の増大、そのために外国人投資は歓迎し、外資導入刺激策を用意、

するが、国益の保護にも十分留意する。

b)、Bangkok市市外への工業投資増大のために税法上の優遇措置を採用する。

c)、輸出促進プログラムを作成して、輸出活動を盛んにする。そのために National Export Council と Export Development Organization を設立する。（NECは既に4月に設立された。）

d)、投資促進のために金融を緩和する。但し、インフレ加速化を避けるよう留意する。

e)、投機的ないし非生産的投資は抑制する。

以上の政府新政策及び戦略に沿って Board of Investment が策定した投資ガイドラインを紹介する。

1、BOIの目標

a)、雇用及び所得の増大

b) 外資の獲得

c) Bangkok 市市外の工業化促進

d) 農業近代化の促進

e) 中間財生産の拡大

2. BOIの戦略

a). 上記目標に資すると考えられるプロジェクトには、いくつかの優遇条件(incentive packages)を与える。この優遇条件は、各プロジェクトの内容に応じて適宜異なる。

b). 上記の優遇条件が与えられるプロジェクトには、BOIが積極的に情報やサービスを提供して、プロジェクトの推進に協力する。

c). プロジェクトの進行状況にも注意し、障害がある時は、その除去に協力する。

d) BOIは申込みのあったプロジェクトを国益の観点から慎重に審査して、許可供与の優先順位や優遇条件を決定する。

3. 判断基準

1). 効率的投資の観点から、プロジェクトの規模技術水準、設備計画の他の同様なプロジェクトとの比較。

2). 予想付加価値がEx-factory価格で30%

以上あるものないしは、一定期間内にその水準に達っし得るもの.

3). 完成品に占めるタイ原料資材の割合.

4). 輸出促進のための優遇措置を受けるには、全製産量の20%以上が輸出製品であること.

5) Bangkok 市市外にあること.

優遇措置の内容については別添「投資セミナー用テキスト」に詳細が記されているが、範囲としては、各種税金の免除、競争の制限、雇用規制の緩和、非国有化の保証、為替管理の制限緩和等に及んでいる.

以上のGuidlineに沿って、タイは外資を歓迎し、場合によって100%外国人保有の企業設立も許可するが、タイの国益尊重が基本である. そして今後タイに進出するに当っては、以下の点を考慮して欲しい。

1、100%外国人保有よりも合併会社設立が望ましい.

2. Top-managementの仕事はタイ人にも平等に割振ること.

3. タイ人への技術技能の移転を通じて、当初必要とした外国人技術者を次第に減少させる。

次に輸出促進策について述べる。

タイは、次の二つの理由から、輸出増大を積極的に進める。1)将来の工業化発展計画を進めるための資金獲得。2)従来の一次産品依存の輸出パターンの変更。

輸出促進を阻む問題点として、タイの国内市場が狭いために規模の経済のメリットを受けにくく、輸出競争力の向上が望めない。この点に関して、国内・国外に広い市場を有している日本の協力を得たい。即、日本企業のタイ進出によって、タイの輸出増大に協力をして欲しい。以下の点から、タイは、輸出基地として日本企業に有利な国と考えられる。

1)、タイ国内市場の獲得

2)、安く優秀な労働力の利用

3)、特恵関税の利用

4)、既に述べた投資促進策の利用

5)、同様に輸出促進策の利用。

Ⅲ　投資セミナー資料

資料１　投資セミナー用テキスト

I. 外資導入政策

タイ国は、伝統的に外国人の投資、外国人の事業活動、経済交流、外国人の雇用に対して、非常に開放的な姿勢をとってきた。外国人の投資に対するこの姿勢は、最近の民族主義の台頭にもかかわらず、従来通り変わらないものと考えられている。

特に、タイ国民のみに留保されている権利、もしくは特に外国人に対して禁止、制限されている権利を除き、一般に、外国人はタイ国民と同等の基本的権利を有する。

「国家行政令」（ＮＥＣ）２２７号として知られている「投資奨励法」に基づく恩典と特権は、外国企業、合弁企業、タイ国企業の別なの平等に適用される。この法は、「１９６２年工業投資促進法」を当「投資委員会」が、実情に合わせて修正する努力を行なった結果、生まれたものである。「投資奨励法」は、「促進事業」に投資する内外の投資家に、等しく各種の奨励策を与えている。奨励の対象となる事業には、製造業、農業、畜産、漁業、運輸、輸出向け産業、輸出貿易、工業用不動産業、工業機械の修理などが含まれる。奨励策を受ける企業には一定の制限がある。

「投資奨励法」に基づく特典および保証は次のとおりである。

1. すべての促進事業は国有化、もしくは強制収用の対象としないことを保証する。
2. 奨励対象企業と直接競合するような新事業を国家が行なわないことを約束する。
3. 奨励対象企業に対しては、その事業活動に必要な機械、設備、部品、付属品ならびに促進事業を行なうための工場建設に必要な機械に関する輸入関税、および事業税を免除する。
4. 奨励の対象となる者が外国から得た投資資金、またはその投資資金から生じた利益、あるいは外国からの借入金またはその借入金の利子、もしくは促進事業に関する特許使用料契約に基づいて奨励の対象となる者が支払うべき負債については、外貨の海外送金を許可する。ただし、国際収支の悪化に伴って外貨保有量を一定の水準に保つ必要が生じた場合には、「タイ国銀行」は、上の海

外送金を一時的に制限することができる。しかしながら、資本の導入から2年以上を経た投資資金については、「タイ国銀行」のとの送金制限は、年間20%を超えてはならず、また利子の送金に対しては払込外国資本につき年間15%を超えてはならない。

5. 奨励対象企業がタイ国で登録した株式会社である場合には、その活動を目的として「土地法」による通常の制限を超えて土地を所有することができる。

6. 奨励対象企業の製品は、タイ国の安全と経済利益を脅かさないかぎり、輸出を許される。

7. 純利益に対する所得税が一定期間免除される。免除の期間は、販売開始の日から3年ないし8年の範囲で、「投資委員会」が決定する。

8. 促進事業に必要な外国人技術者および職員、およびその家族の入国が許される。

以上の奨励策に加えて、「投資委員会」は、政府が指定する開発地域に投資する奨励対象企業に対して、次に掲げる特典の一部または全部を与えることがある。

(1) 奨励対象企業が自己の消費に供するべく輸入する原材料、もしくは必要物資に対して、操業開始の日から5年を超えない範囲で、輸入関税および事業税を50%まで減額する。

(2) 奨励対象企業の製品の販売に関する事業税の90%を、販売開始の日から5年を超えない範囲で免除する。

(3) 所得税の算定にあたって、「投資委員会」が特定する条件、手続き、期間に基づき、輸送、水道、電気の実際の経費の2倍の額の控除を認める。

(4) 所得税の算定にあたって、通常認められる減価償却率に加えて、奨励対象企業は、促進事業用の基本設備建設原価の25%の控除を認められる。この控除は、販売開始の日から10年以内の任意の1年、もしくは数ケ年について適用することができる。

(5) 純利益に対する所得税の3年ないし8年の免除期間（前節の7）が終了してから5年間にわたって所得税を50%減額する。

さらにケース・バイ・ケースの原則によって「投資委員会」が適当と認める場合には、促進産業に対して一定期間につき、次のような特別の恩典が与えられる

ことがある。

1. 促進産業の製品と同等、または類似の製品の輸入禁止。
2. 促進産業の製品に類似の輸入製品に対する関税引上げ。

「投資委員会」は、閣議の承認を経て、促進産業の製品に類似する輸入製品のＣＩＦ価額の５０％に相当する特別課徴金を課することができる。

3. 輸出向け製品の製造に用いられる原材料、もしくは必要物資の輸入関税および事業税の免除。
4. 促進産業が輸出向けに生産する完成品に対する輸出関税および事業税の免除。
5. 促進産業が再輸出用に輸入する商品に対する輸入関税および事業税の免除。
6. 所得税の算定にあたって、運賃および保険料を除く年間輸出売上げ増加額の２％の控除。

外国人の権利を制限する法律は、「外国人事業法」（ＮＥＣ２８１号）および「外国人職業法」（ＮＥＣ３２２号）である。

「外国人事業法」は、特定の事業活動へのタイ国民以外の者の参加が制限している。外国人の参加が制限されている事業活動は次の３類型に分類されている。

A類型

この類型に属する事業活動は、タイ国民もしくはタイ国法人に限定される。外国企業は、この類型の事業を行なうことができない。１９７２年１１月２６日現在、この類型の事業に従事している外国企業は、１９７４年１１月２６日までの期間にその営業を停止するか、または５１％以上をタイ国側が所有する合弁企業に転換しなければならない。

この類型に属する業種は以下の通りである。

(1) 農　　業

① 米　　作

② 岩塩を除く製塩

(2) 商　　業

① 国産農産品の国内取引

② 土地売買業務

(3) サービス業

① 会計業務

② 法律業務

③ 建築設計

④ 広　　告

⑤ 仲介人又は代理業

⑥ 競　　売

⑦ 理髪、調髪および美容

(4) そ の 他

① ビル建設

B類型

この類型に属する事業を行なう企業で、株の過半数を外国人が所有し、1972年11月26日現在営業を行なっている企業は、期限を定めずにその営業を続けることができる。ただし、外国人が株の過半数を所有し、この類型に属する事業活動を行なう企業の新設は認められない。

この類型に属する業種は以下の通りである。

(1) 農　　業

① 農　　作

② 造　　園

③ 養蚕を含む牧畜

④ 林　　業

⑤ 漁　　業

(2) 工業及び手工業

① 精　　米

② 製　　粉

③ 製　　糖

④ 飲料及びアルコール飲料

⑤ 製　　氷

⑥ 製　　薬

⑦ 冷　　凍

⑧ 木材加工

⑨ 金・銀・黒金象眼又は青銅製品

⑩ 仏像託鉢製造

⑪ 木　　彫

⑫ 漆器製造

⑬ 各種マッチ製造

⑭ 石灰、セメント及びセメント製品

⑮ 砕　　石

⑯ 合板、ベニア板、経木又は板紙製造

⑰ 衣料及び靴製造（輸出用を除く）

⑱ 印　　刷

⑲ 新　　聞

⑳ 絹紡績、絹織物、絹織物捺染

㉑ 絹布、絹糸又は絹まゆ産品製造

(3) 商　　業

① C類型以外の製品の小売業

② C類型鉱産物以外の鉱産物販売

③ C類型以外の食品及び飲料の販売

④ 骨董品又は古美術の販売

(4) サービス業

① 観光案内

② ホテル業（サービス管理業を除く）

③ 法律に基づく娯楽施設

④ 写真スタジオ、現象・焼付け

⑤ ランドリー業務

⑥ 衣服仕立て業務

(5) そ の 他

① 国内運輸業（陸上、海上、航空）

C類型

この類型に属する外国人所有の企業は、B類型の場合と同様に、無期限にその活動を続けることができる。また、政府はC類型の事業については、一定の条件の下に、外国人所有企業の新規設立を認めている。

この類型に属する業種は以下の通りである。

(1) 商　　業

① A類型以外の製品の卸売

② 各種商品の輸出

③ 機械、機器及び工具の小売

④ 観光用の食料、飲料の販売

(2) 工業及び手工業

① 飼料製造

② 植物油製油

③ 紡績、染色、捺染を含む編物製造

④ ガラス容器製造（電球を含む）

⑤ コップ、茶わん、皿の製造

⑥ 書き物用紙及び印刷用紙の製造

⑦ 岩塩製造

⑧ 採　　鉱

(3) サービス業

① A、B類型以外のサービス業

(4) その他

① A類型以外の建設業

１９７２年１１月に、「外国人事業法」が制定されるまでは、タイ国における外国人の事業活動は無制限に許されていた。この法律によって、外国人企業に対して上記A、B、C類型による規制が加えられるようになったのである。現在は、外国人の新規事業は、C類型の場合のみ、商業省の認可を経て許可されている。また、B類型およびC類型の外国人企業に対しては、「投資委員会」の奨励策が適用されることがある。

「外国人事業法」に定める外国人企業とは、次のいずれかである。

1. タイ国籍を有さない個人、または法人。
2. 資本の５０％以上を外国人が所有する法人。
3. 外国人による資本の出資額にかかわりなく、株主、共同出資者、事業参加者の過半数を外国人が占める法人。
4. 外国人を共同経営者、または経営者とする合資会社、または合名会社。

１９７３年３月１４日に発効した「外国人職業法」は、タイ国民に独占的に与えられる職業を定め、また、その他の職業に外国人が従事する時の手続きを規定している。この法の要点は次の通りである。

1. その職業が法令によって外国人に禁止、または制限されているか否かにかかわらず、タイ国内で職業に就いているすべての外国人は、少数の例外を除き、１９７３年６月１１日までに、労働省の発行する労働許可証を受けなければならない。
2. この労働許可証の使用は、申請に指定した特定の職業、特定の雇用主、特定の場所に限られる。これらの事項に変更があった時は、新規の労働許可証が必要となる。
3. タイ国内に居住する外国人で、１９７３年３月１４日以前に職業に従事していた者に対しては、自動的に労働許可証を発給する。この労働許可証は、職業に変更がないかぎり、終生有効である。
4. 「投資委員会」に登録した企業で、現に労働している外国人に対しては、入国査証ならびに工業投資関係法令によってタイ国内の滞在を許可されている期間につき有効な労働許可証を発給するものとする。
5. 奨励対象企業で労働するために入国する外国人は、入国と同時に労働を開始することができる。ただし、入国の日から３０日以内に労働許可証の発給を申請しなければならない。
6. 奨励対象企業以外の企業で労働するために、１９７３年３月１３日以降にタイ国に入国する外国人は、その職業が法令によって外国人に禁止されておらず、また、居住査証もしくは非移民査証を有する場合には、労働許可証の発給を申

請することができる。ただし、労働許可証が発給されるまでは、職業に従事してはならない。

7. 雇用主は、１９７３年３月１３日現在雇用しているすべての外国人に関する報告書を１９７３年４月２７日以前に提出しなければならない。

8 雇用主は、外国人を雇用し、外国人の労働の場所を変更し、もしくは外国人を解雇した時には、その事由発生の日から１５日以内に、この法律の執行のために任命される登録官に対し、その旨を報告しなければならない。

「外国人職業法」に関連して重要な事項として、「入国管理局」による年間入国許可制限がある。ただし、「投資委員会」の奨励対象企業で働く外国人に対しては、上の入国許可制限のわくを超えて入国が許可される。

Ⅱ. 優先産業

「投資委員会」は、奨励の対象として適当な事業活動の一覧を定めるが、現在は次の８業種に分類されている。

1. 農産品および同商品
2. 鉱物、金属および窯業
3. 化学薬品および化学製品
4. 機械設備および電気設備
5. 建築材料
6. 繊　　維
7. サービス業その他の活動
8. その他の製品

既に述べた通り、新規事業または事業拡大に関して広範囲の各種奨励策が適用されている。奨励対象となるのは、次の基準のひとつ以上を満たす企業である。すなわち、高い付加価値をもたらすこと、輸出能力が大きいこと、国内資源の新しい利用法もしくは販路を生み出すこと、国内資源開発に寄与すること、国内農業資源の加工に寄与すること、技術革新によって国家に寄与すること、労働集約的工程であること。また、奨励対象企業は採算上、資金上、技術上、現実に存続

可能なものでなければならない。

「投資委員会」は、国内資本と外国資本とを平等に取扱っている。

タイ国に投資される日本の資本は、これまでは、繊維および自動車産業に集中している。将来は、日本タイ国合弁企業が、日本が技術およびノウハウにおいて優れているその他の産業分野にも進出することが期待される。他の産業分野とは、例えば次のような製品の製造、もしくは組立てである。

工業機械

農業用具および農業設備

エレクトロニクス

食品加工

カメラ

時　計

スポーツ用品

玩　具

輸出用はきもの

造　船

上記業種の順序は、優先順位ではない。また、これら業種については、新技術の導入とタイ国経済社会の発展に寄与する企業に対し日本からの投資にかぎらず、すべての外資に対し奨励策が適用され得る。

過去においては、「投資委員会」は投資事業に対して、ゆるやかな基準で、どしどし奨励策を適用してきた。しかし、タイ国内の最近の経済的社会的状況に鑑て、「投資委員会」の奨励策適用の選択幅はせばまってきている。

「投資委員会」は、奨励の対象となり得る投資活動の一覧、および投資対象として優良な事業の一覧は発表しているが、投資優先順位は明らかにしていない。奨励対象活動および優良な投資対象事業の一覧は、通常、1年間は変更されない。

Ⅲ. 投資規制

現在、外国人の資本参加に関する法制上の規制は存在しない。しかしながら、政府はタイ国人の所有権拡大政策を取っているので、投資奨励策の対象となった外国企業は、その事業計画へのタイ国側の資本参加を最大限にするよう勧告されている。

外国人の雇用については、「投資委員会」は各分野における熟練労働の不足を認めて、外国人熟練技術者および専門家の入国を、通常の入国許可割当制限のわくを超えて許可する措置をとっている。「投資奨励法」第１７条に基づいて、奨励対象企業は、外国人技術者、およびその家族の入国に関する特典を与えられている。

奨励の対象でない企業に雇用される外国人がタイ国に入国する場合は、次の入国査証のいずれかによる。すなわち、通過査証、観光査証（３０日間）、非移民査証（３０日間、ただし更新可能）、または移民査証のいずれかである。

「タイ国銀行」がその運用にあたる為替管理法は存在するが、実際には、為替管理の手続きが守られるかぎり、資本の輸入および引上げに関しては、ほとんど規制がない。為替管理手続きは、通常、取引先の商業銀行を通じて行なうことができる。外国への送金については、税負担の支払いおよび債権者の要求を満たすに足るだけの基金の保有を定める一般的規制を除けば、特に制限はない。投資資本、外国からの借入金、外国からの借入金に対する利益および利子の持出しを奨励対象が行なうことは、「投資奨励法」第１５条(3)項によって保証されている。ただし、「タイ国銀行」は、国際収支の悪化によって外貨保有の確保が必要となったときには、海外送金を制限することができる。

投資奨励策の適用を受けようとする企業は、一定の最低投資額を満たさねばならず、また国籍、タイ国産原料の使用、従業員数、従業員の訓練および労働条件、製品の品質などに関するある種の条件を満たさなければならない。「外国人事業法」に基づく政令に特定する場合を除いては、資本の民族化制度は存在せず、また、再投資を義務づける規定もない。外国人の投資を地域的に制限する制度もまた存在しない。ただし、前節に述べたように、特定の事業活動を外国企業が行なうことは禁止されている。（「外国人事業法」を参照）

Ⅳ. 促進政策

「投資奨励法」に基づく奨励策の概括はすでに述べたので、ここでは次の諸点を指適しておく。

税　制

タイ国内の在住者（税年度1年につき、合計180日以上にわたってタイ国内に居住した者）は、タイ国内で得た所得ならびにタイ国外で得て、タイ国に持ち込んだ所得の両者につき税を支払わなければならない。非在住者に対しては、タイ国内で得た所得についてのみ課税される。

タイ国と日本は、課税免除に関する協定を結んでいる。

奨励対象企業は、事業用に輸入する機械設備に対する輸入関税および事業税を、その機械設備がタイ国内では入手不可能な場合には、免除されることがある。

奨励対象企業は、また、その純利益に対する法人所得税を、「投資委員会」の裁量によって3年ないし8年間、免除されることがある。

「投資委員会」は、さらに、類似品の輸入禁止もしくは類似品への関税引上げによって、新規投資を保護することがある。

輸入用外貨の割当て

原材料の輸入に関する外国為替規制は事実上存在しない。外国為替取引は、「為替管理法」に基づいて、「タイ国銀行」が管理する。輸入代金の支払いにあたっては、取引の詳細を記した報告書を提出しなければならない。

融　資

「タイ工業融資公団」（ＩＦＣＴ）が低利ローンを提供している。同公団は、民間企業に対してローン保証を与えるほかに、短期・中期・長期の貸付けを行ない、また、時により資本参加により株主となる。

タイ国にとって重要な意義を有する大規模な事業を計画する外国企業に対しては、さまざまな形態の政府援助が与えられる。政府はそのような事業に対しては、政府ローンを与え、ローン保証を行ない、また資本参加を行なう用意がある。政府はさらに、その事業の実現のために重要な各種援助および保証の供与について交渉を行なう用意がある。各種援助および保証とは、例えば、「投資奨励法」による通常の条件を上まわる奨励策、インフラストラクチャーの整備、必要に応じ

ての現行法令の改正などである。

「タイ国銀行」もまた、タイ国経済の発展に必須と思われる事業活動を優先する信用補助金制度を実施している。輸出および工業生産に対しては、同一の金利が適用される。現在、「タイ国銀行」の商業銀行に対する約束手形の金利は5％であり、商業銀行の利率は7％である。

V. 投資促進政策の効果

外国からの投資は、これまでタイ国諸産業発展の推進力のひとつとなってきたし、また、今後も長期にわたって発展の重要な要因であり続けるよう期待されている。最近の労働情勢の不安定化にもかかわらず、タイ国への投資をめぐる条件は基本的に変わっていない。過去6ヶ月間の投資総額はやや減少傾向を示しているが、これは、全世界的な通貨および経済不安に起因している。

１９７２年末および１９７３年始めに制定された「外国人事業法」、ならびに「外国人職業法」は、外国投資家の間に一定の懸念を呼びおこしている。しかし、一般に開発途上国では、ある種の経済分野について、自国民をある程度保護する何らかの立法措置が必要であることは広く認められている。この立法措置の主たる目的は、自国民が充分な能力を保有する分野での自国民の参加拡大を促進することである。上記2法を注意深く検討すれば、外国投資家の活動の余地は充分にあり、規制は最少限にとどめられていることがわかるであろう。これらの法律は、外国企業家がタイ国に投資することを阻止、または妨害するためのものではない。上記2法は、諸外国の同様の法令に比べて、格段にゆるやかである。

過去数年間に、輸出向け産業および中間製品製造業の分野で、投資奨励策の適用を受けようとする動きが強まっている。エレクトロニクス、衣料製品、各種加工農産品のようなタイ製品は、世界市場へ進出し、諸外国に大いに受け入れられている。同時に、国内消費材産業の発展に応じて、中間製品の国内市場も拡大しつつあり、新市場分野の開拓が進んでいる。現在生産されている中間製品には、例えば、精密機械部品、自動車部品および附属品、繊維産業用樹脂ならびに化学製品などがある。

近い将来、タイ国の投資事情をさらに好転させるような新たな措置が予定されている。例えば、本格的な株式取引所の設立、貿易投資センターの海外設立などがそれである。

Ⅵ. 日本の投資の評価

タイ国経済に占める外国投資の役割は、近隣諸国に比べれば低いが、相当の比重を占める。奨励対象企業の資本総計額の約２９％が外国投資によっている。「投資委員会」の奨励対象となっている外国資本のうち、主要なものは、日本（４２％）、米国（１４％）、華僑資本（１８％）である。

日本資本および各種経済部門に占める日本資本の大きな支配力は、過去2年間に厳しい非難を浴びてきている。非難の多くは次のようなものである。すなわち、日本企業は最大利潤を追求するのみであって、タイ国の必要とするところを無視している。日本企業は、タイ国の人的資源または国内原材料の開発を行なう意図を持たない。能力のあるタイ国人に経営上の責任ある地位を与えようとしない。タイ国の発展に寄与すべき技術を移転しようとしない。などである。

これらの非難と苦情に対して、日本側は、民族主義の感情的な非難であり、実情によらない一般化に基づく意見であるという見方をしている。日本企業は、反論として、タイ国内で加工製造された原料、機械、設備の日本企業による買入れは増大しており、タイ国の輸出増大にも寄与していると主張している。労働者の訓練およびタイ国人昇進については、日本側は、タイ国人は非常に定着率が低く、企業から企業へと転職することが多いので、訓練が困難であると主張している。また、経営上の高い地位にタイ国人が就くことに関しては、言語上の障壁と日本の慣習への無理解のために、タイ国人は日本の商習慣に適応し得ない、としている。

論戦は結局、日本はその海外投資政策に対する誤解を解き、非難に答えるべく、日本のイメージの転換を行ないつつあることを認めるということで落ちついている。

タイ国政府は、日本がタイ国の経済発展に寄与してきたことを認める。しかし、

日本の海外投資の将来の成功は、受け入れ国の外国投資に対する姿勢と密接に関連している。したがって、対外投資が正当化され得るのは、資本と経営技術と技術知識の3者を合わせて送り込むことにより、受け入れ国経済の構造変化と発展に寄与し得る場合のみであることに常に留意しつつ、正当な批判については、直ちに改善の措置が取られることが望ましい。

資料2　投資関係法

目　　次

頁

1. 投資奨励法（NEC 227号）…… 39

2. 外国人事業法（NEC 281号）…… 56

3. 外国人職業法（NEC 322号）…… 69

1. 投資奨励法

国政評議会布告第227号

現行の産業投資奨励法には、特典が与えられる産業の種類，規模および条件，申請手続き，被奨励産業の税制上の権利と恩典に関する規定であり、やや時代遅れで産業投資奨励上の障害となっているという事実を考慮すると，この法律を改正し，現在の状勢と国家の必要性に合致するように新しくする必要が認められる。ここに，国政評議会議長は以下のとおり布告する．

第1条　以下の法律は効力を停止するものとする．

(1) 仏暦2505年産業投資奨励法

(2) 仏暦2508年（第2）産業投資奨励法

(3) 仏暦2511年（第3）産業投資奨励法

その他の法律，規則及び細則は，この布告の規定に関係し，またはその規定に反し，若しくは矛盾する場合，すべて廃止される．

第2条　本布告において

「被奨励者」とは，本布告にもづいて，奨励認可証を取得する者をいうが，これには，特典申請が投資委員会によって承認され，かつ，委員会によって課された条件のもとで，委員会によって規定された期限内に，特典を受け入れることを文書によって確認済みであるが，委員会がまだ認可証を交付していない申請者も含まれる．

「機械類」（Machinery）には，部品，付属品，装備，用具，事業活動のために設置されるプレハブの工場構造物が含まれる．

「委員会」（Board）とは投資委員会（Board of Investment）という。

「委員」（Member）とは投資委員会の構成員をいい，かつ投資委員会議長および副議長を含む。

「諮問委員」（Advisor）とは，投資委員会諮問委員をいう。

「事務局長」（Secretary General）とは，投資委員会事務局長をいう。

「事務局（Office）とは投資委員会事務局をいう。

第3条　投資委員会は，議長，副議長および委員で構成される。議長，副議長および委員は12人をこえない範囲で内閣によって任命され，事務局長は委員会の委員および事務官を兼務し，この布告によって定められた職務を遂行する権限が与えられる。

内閣はその他に7人をこえない範囲で，諮問委員を任命することができる。

第4条　委員および諮問委員の任期は，2年とする。

委員あるいは諮問委員の任命が，当該委員または諮問委員の在任期間中に行なわれる場合は，当該委員または諮問委員は，以前に任命されているか，または付帯的に任命（by-appointed）されているかにかかわらず，現在の任期の満了までその地位に留まるものとする。

退任した委員あるいは諮問委員はこれを再任することができる。

第5条　第4条1項にもとづく任期満了による退任とは別に，委員または諮問委員は，以下の理由にもとづいて空席となる。

(1) 死亡

(2) 辞任

(3) 被保佐者となったとき

(4) 禁治産または準禁治産の宣告を受けたとき

(5) 終審において判決で禁固刑の言渡しをうけたとき，ただし，軽犯罪または過失犯罪を除く。

委員または諮問委員が任期満了前に空席となるときはいつでも，内閣はその空席を補充するために他の者を任命することができる。

第6条　議長は委員会の委員の会合を招集する。

委員会のいかなる会合においても，定足数となるためには，委員総数の少なくとも三分の一の出席を必要とする。

議長は会合の議長をつとめるものとする。議長が会合に欠席した場合は，副議長が会合の議長をつめる。副議長が会合に欠席した場合は，出席の委員は，そのなかから1人を選んで会合の議長とするものとする。

会合のいかなる決定も，過半数の議決によって行なうものとする。

各委員は，決定投票においてひとつの議決権を有するものとする。議決が同数の場合は，議長が決定に至らしめるためにさらにひとつの議決権を行使するものとする。

第7条　議長の地位につくものがいない場合，または議長がその職務を遂行することができない場合は，副議長が議長の役をつとめる。議長および副議長がその職務を遂行することができない場合は，総理大臣が委員の一人をこの職務を代行する者として任命する。

第8条　国政評議会のこの布告にもとづく職務の遂行にあたって，委員会が適当と認める場合には，委員会は，事務局に対し委員会に代って活動を行なう権限を委任すること，あるいはその権限を行使する小委員会を任命すること，または事実を求め，説明を行ない，助言ならびに意見を求めるよう何れかの関係者を招請することができる。

第6条の規定は，小委員会の会合に対しても実質的に適用される．

第9条　委員，諮問委員および小委員会は，内閣によって定められる報酬を受取るものとする．

第10条　投資委員会事務局は，委員会の決議に従い，あるいは委員会によって委任されたとおりに，その職務すなわち，国の社会的経済的発展にとって重要であり，かつ有用であると考えられる種類の投資を奨励する任務，および投資ならびに他の関連事業に対し適切なサービスを提供する任務を遂行するものとする．

第11条　委員会によって奨励されるべき投資活動は，国の経済を発展させるための必要に奉仕する重要なものでなければならない．その例をあげれば，輸送，漁業，農業，牧畜，工業，輸出品の生産，輸出貿易，観光開発，工業団地の開発および上記の事業で使用される機械類の修繕サービス業などがある。しかし，銀行，金融および通常の取引きの業務はこれに含まれない．

委員会は，奨励に価する投資の種類および規模，ならびにこれに関するその他の条件を指定する．

委員会は，被奨励産業が，特典をこれ以上与える必要性がなくなるほど存在し続けたと考える場合はいつでも，特典の付与を一時的に停止し，または特典を完全に停止する正式の命令を出すものとする．しかしながらこの命令は，委員会における決議の日付より以前にすでに事務局に提出された申請には効力を及ぼさないものとする．

第12条　被奨励者となることを希望する者はすべて，事務局長が定める様式および手続きにしたがって，奨励申請書ならびに投資計画書を事務局に提出するものとする．

被奨励者は株式会社（*limited company*）または協同組合（*cooperative*）でなければならない。

株式会社または協同組合としての設立以前の奨励の申請は、事務局長が定める規則及び手続きにしたがって行なうものとする。

第13条　委員会は、第12条に規定された奨励申請を受理し、かつ、当該申請者に特典を与えることが適当であると判断する場合は、奨励認可証（*The promotional certificate*）に以下のうち、1項目あるいはそれ以上の条件を課するものとする。

(1) 資本金額およびその出所

(2) 株主の国籍および人数

(3) 国内で確保される原料の数量

(4) 労働者、熟練労働者および専門家の国籍および人数

(5) 操業時における労働者の訓練および雇用計画

(6) 被奨励事業の開始までに必要とされる期間

(7) 第18条にもとづき輸入税を免除される機械類の購入に必要とされる期間。

(8) 第18条にもとづき輸入税を免除される機械類の輸入に必要とされる期間

(9) (6)、(7)、(8) 項の期間の延長

(10) 操業開始の日付

(11) 計画および稼動による実績の報告

(12) 生産され、または組立てられた製品または農産物、または役務の流通

(13) 委員会または政府によって定められた基準にしたがって、生産され、組立てられまたは輸出される製品または農産物の指定

(14) 生産され，または組立てられた製品または農産物の輸出

(15) 奨励に関連して委員会によって定められた条件を実行する保証をして，通貨またはタイ王国政府発行の証券を事務局に供託すること

(16) 第18条にもとづき輸入税が免除された機械類を，作業終了後国外へ輸出するのに必要な期間

(17) 国政評議会のこの布告にもとづく権利および恩典の提供または利用に関するその他の問題．

第14条　委員会が申請者に特典を与えることを承認する場合は，事務局は文書により申請者に通知し，さらに委員会によって定められる条件をも通知するものとする．定められた条件にもとづいて奨励を受入れた申請者は，この文書を受取った日から30日以内に，事務局に文書で回答しなければならない．委員会はその後で申請者に奨励認可証（*promotional cerificate*）を発行するものとする．

奨励認可証の様式は委員会によって定められるものとする．

発行された奨励認可証における修正は，当該被奨励者に追加の奨励認可証を発行することによって行なうことができる．

議長または議長によって指名された何れかの委員が奨励認可証に署名するものとする。

第15条　被奨励者は次の保証を受けるものとする。

(1) 国家は，被奨励者の産業活動と競合するいかなる新規産業活動にも従事しない，

(2) 国家は，いかなる民間産業活動をも国有化しない．

(3) 外貨による海外への通貨の持出しまたは送金は，被奨励者によって海外から導入された資本，外国からの貸付，投下資本から生じた利益，

外国からの貸付の利子，または事業活動に必要な権利およびサービスに関する契約にもとづいて被奨励者が負う債務などを示すものであれば認可される．しかし，外貨収支が，妥当な額の外貨準備を必要とするような状態である期間は，タイランド銀行は，そのために，海外へのかかる通貨の持出しまたは送金を一時的に停止しまたは制限するよう求めることができる．しかしながら，タイランド銀行は，以前に導入された投下資本の国外への送金額を，かかる投下資本の導入の日から2年経過後には，年間 20% 以下に制限しないものとし，かつ国外への利益の送金は，導入された払込資本金について年間 15% 以下に制限しないものとする．

(4) 被奨励産業によって生産された製品または農産物の輸出は，国家の安全または経済の安定に影響を及ぼすと判断される場合を除き常に許されるものとする．

第16条　被奨励者がタイにおいて登記された株式会社（Limited company）であるときは，事業活動を行なうための土地を，他の法律にもとづいて許される限度をこえても適当であると委員会が認める範囲まで所有することが許される．

被奨励者が，被奨励事業を解散し，またはその活動を別の者に譲渡する場合には，当該被奨励者は，その事業の解散または譲渡の日から1年以内に，認可された土地所有権を処分しなければならない．さもなければ，土地局（The Land Department）の局長（Director General）が土地法典（The Land Code）にもとづいて，かかる土地を処分する権限を有するものとする．

第17条　この布告に別に定めがないかぎり，移住法にしたがうという

条件で，被奨励者は，委員会によって適当と認められる人数および期間内で，事業活動を目的とする外国人熟練労働者または専門家を国内に導入することを許されるものとする．この場合，委員会が同伴を認めた妻および扶養の子を含め，かつ移住法によって規定される割当および期間を超えるか否かを問わない。

第18条　被奨励者は，被奨励事業活動に必要とされる機械類および工場建設に必要であり，かつ委員会に承認された機械類に対する輸入税あるいは事業税（business tax）の免除を受けるものとする．ただし，これら機械類は，国内で生産することができ，価格が輸入税を含めた輸入価格にほぼ等しく，品質が外国で生産されるものに匹敵するようなものであってはならない。

被奨励者が，前項に述べられている，国内で生産され得る機械類を購入する場合は，かかる機械類の生産者または販売者は，当該機械類に対する事業税（business tax）の免除を受ける資格が与えられる。

第19条　被奨励者が，機械類の輸入について，または奨励認可証に明記される機械類に対する輸入税あるいは事業税（business tax）の免除若しくは軽減について，定められた条件に従うことができず，かつ，委員会がその条件に修正を行なうことの必要性を認める場合は，委員会はその権限を有するものとする。機械類がすでに導入され，かついずれの点においても関税法に合致している場合は，委員会は，輸入日が本布告の施行日より前であるか後であるかを問わず，その条件に対するいかなる変更もその輸入日から効力を有するよう遡及させることができる．

第20条　第26条にもとづき，被奨励者は，委員会によって定められ

た期間内に、被奨励事業活動から得られた純利益に対する法人所得税を免除されるものとする。ただし，この期間は，所得を伴なう事業活動の最業の日から3年以上8年以内とする、

前項に述べられている事業活動に関して，純利益の基礎となる所得は、委員会によって定められており，副産物の販売および半製品の販売から得られる所得を含む。

外国で登記された会社は，法人所得税の支払いを免除されるものとする、特にこれが，その会社の本社が所在する外国に適用されるとき，タイにおけるその会社の事業の投資に対する法人所得税の支払いは免除され，または，第1項にもとづき免除される法人所得税は，あたかも，免除された税金がタイで支払済みの税金であるかのように，その国で支払うべき法人所得税から控除される銀行預金（Credit）であることが許される、

第1項にもとづき免除される法人所得税は歳入法典（Revenue Code）第70条乙（Section 70 bis）に規定される所得税は含まない、

第21条　委員会によって定められる5年以上15年以内の期間に，被奨励者は次のことを行なってはならない。

(1) 被奨励者の事業活動以外の目的のために免税の機械類を利用すること，または他人に対してこの機械類の利用を許すこと、

(2) 奨励認可証に表示されている場所以外に工場または操業の場所を移動すること、

ただし第22条にもとづき，委員会によって事前の許可が与えられているときはこの限りではない、

第22条　委員会は，被奨励者が機械類を抵当に入れ，売り，譲渡し，

賃貸し，他の目的のために利用すること，または第18条にもとづき税の支払いが免除されている機械類の利用を他人に対して許すこと，または工場若しくは操業の場をいずれか他の場所に移動することを許可する権限を有する。

この許可は，書状によって，あるいは，適当と認められる条件および詳細に関する奨励認可証の修正という形で，行なうことができる。

関税法（Customs Tariffs Law）は，委員会によって別に定められる場合を除いて，本条にもとづいて，被奨励者には適用されない。そういう事情のもとで，関税法（Customs Tariffs Law）は（本布告の規定に）反し又は矛盾したりしない程度に適用されることがある。

第23条　いかなる分野における投資奨励のためにも，委員会は今後制定され，官報に掲載される布告によって正当に対象とされる奨励投資分野に含まれる分野を，内閣の承認を得て指定することができる。

委員会は，他の条文にもとづいて権利および恩典を提供するほか，前項にもとづいて指定された分野において有効な，次のような特別の権利および恩典をひとつまたはそれ以上，被奨励者に与える権限を有する。

(1) 委員会により指定された種類と数量にしたがい，生産，混合または組立てに使用するため輸入する必要のある原料または材料に対する通常の率の半分をこえない輸入税および事業税の操業開始の日から5年を越えない期間にわたっての軽減。ただし，この原料または材料は，国内で生産されまたは国内を原産地とし，価格が輸入税を含めて輸入価格にほぼ等しく，品質が国内で十分入手できるものに匹敵する原料または材料ではないものとする。

(2) 被奨励者によって生産あるいは組立てられる生産物または農産物の販売に対する通常の率の90％以下の率での事業税の，所得を伴なう操業の日から5年を越えない期間にわたっての軽減．

(3) 規定の条件，手続きおよび委員会によって定められる期限にしたがって，法人所得税課税にあたって控除される所得として，被奨励者によって支払われる額の2倍まで，輸送，電力および水道の費用を軽減するための許可．

(4) 委員会が定める規則にしたがって，被奨励産業活動に利用される施設の据付けまたは建造の費用を，投下資本の25％をこえない額の純利益から，被奨励者が控除するための許可．ただしこの場合，被奨励者は，所得を伴う事業の日から起算して10年以内の期間中の1年または数年間に実現された純利益からその費用を控除する選択を行なうことが許される．これは，通常の慣行による減価償却の引当金のほかに考慮される．

(5) 投資から得られる純利益に対する法人所得税の軽減は，第26条にもとづき，第20条に規定される満期の日から起算して5年間にわたり，通常の率の50％で認められるものとする．

第24条　被奨励産業活動を保護するために，委員会は被奨励者に対し，ひとつまたはそれ以上の次のような特別の権利および恩典を提供することができる．

(1) 一定の種類の商品の輸出入管理法にもとづく，被奨励者により生産または組立てられているのと同じ種類の製品または農産物の輸入の禁止．

(2) 被奨励者により生産または組立てられているのと同じ種類の製品ま

たは農産物に対する輸入税の増加、

条件，手続きおよび期限は委員会によって定められる。

第２５条　輸出のために，委員会は被奨励者に対し，ひとつまたはそれ以上の次のような特別の権利および恩典を与えることができる。

(1) 特に輸出用の製品または農産物の生産，混合または組立に利用するため，輸入する必要のある原料または材料に対する輸入税および事業税の両方の免除。

(2) 被奨励者により輸入され，その後再輸出される商品に対する輸入税および事業税の両方の免除、

(3) 被奨励者が生産し，組立て、または輸出に従事している製品または農産物に対する輸入税および事業税の両方の免除，

(4) 被奨励者により生産または組立てられた製品または農産物の輸出による前年中の所得の増加の２％に相当する額で法人所得税を算定するため，控除される所得の軽減の許可，ただし，国外でかかった運賃および保険料は含まれない。

被奨励者が，国内生産のために必要である原料または材料を買う場合は，かかる原料の生産者またはそれら原料に対する事業税の免除を受ける資格が与えられる。

条件，手続きおよび期限は委員会によって定められる。

第２６条　委員会は，いずれかの産業活動または申請書に与えられた奨励が，法人所得税の免除または軽減の特典に値しないと考慮する場合，その企業，または申請書又は将来の申請書に対して，かかる免除または軽減なしに，法人所得税を支払うよう指定することができる。

第２７条　被奨励者に対し，保護を与える必要がある場合，委員会は，

被奨励者によって生産または組立てられたものと同じ種類の製品または農産物の輸入に対して，国外でかかった運賃および保険料を含めて，商品のコストの50％をこえない適当な率で，内閣の承認を得て，特別の税額を定める権限を有する．

前項に述べられた税額の決定は，官報に掲載されるものとし，かつ官報掲載の翌日から各1年以内の更新期間効力を有するものとする．

委員会は内閣の承認を得て、適当と考慮されるいかなる時においても，官報に、前記の掲載の修正または解除を掲載する権限を有するものとする．

本条にもとづき，輸入に対し特別の関税を徴収することは，関税局（Customs Department）の権限と機能に属するものとする．そして，輸入に対する特別の関税の徴収は，この輸入に対する特別の関税が関税法（Customs Tariffs Laws）の規定にもとづき徴収される輸入税であるかのように適用される．

第28条　外国から輸入する必要があり、かつ国政評議会の布告にしたがって輸入税または事業税の免除または軽減を受ける資格を有する機械類，原料または材料に関して，関税局長は，輸入税および事業税の支払いを保障するための運賃の預金のかわりに，被奨励者によって準備される信頼できる銀行の発行した銀行保障に対して被奨励者への前記の商品の引渡しを命令する権限を有するものとする．

第29条　被奨励者が，事業活動を解散し，他の者と事業活動を合併し，または他の者に事業活動を譲渡する場合には，奨励認可証は，事業活動の解散，合併または譲渡の日から90日をこえない期間は有効である．

合併または譲渡によって被奨励者の事業活動を引継ぐ者は，前項に定められている期間中に，奨励の継続を委員会に対して申請することができる。委員会は被奨励者の残存奨励期間について申請者に奨励を認可することができる。委員会が申請を認可しない場合には，管轄当局は，第30条に述べられている被奨励者の権利および恩典を解除することができる。

第30条　被奨励者が委員会によって課せられた条件に違反し，または従わない場合には，委員会は権利および恩典の一部または全部を解除する権限を有するものとし，かつ委員会は被奨励者によって守られるべき期限を定めること，ができる。

委員会は，被奨励者が故意にではなくて，条件にしたがって行動することに違反し，または行動することができない場合には，定められた期間内に条件に合致するための必要な調整を行なうよう被奨励者に注意することを事務局に指示することができる。これが行なわれない組合には，委員会は前項に規定されている措置をとることとする。

委員会が商品を輸出または輸入に対する税制上の特典に関する権利および恩典を解除する場合には，被奨励者は，最初から税の免除および軽減の特典を享受したことがないように見なされ，かつ，その結果として被奨励者は，商品の輸入または輸出の時点での商品の品質，価格および税率にもとづく税を支払うものとする。かかる商品が以前に税の軽減を受けている場合には，被奨励者は全額を支払うことが要求されるものとする。

委員会が製品の輸入税または輸出税の支払いに関する権利または恩典の一部を解除する場合には被奨励者は，最初から税の軽減の特典を

享受しているように見なされるものとする。ただし，これは権利および恩典が解除される時点まで有効であるものとする．この結果，被奨励者は，商品の輸入または輸出の時点での商品の品質，価格および税率にもとづき，かつそれらに応じて，資格を有していない税を支払うことが要求されるものとする。

被奨励者は，当該商品の輸入税若しくは輸出税の支払いまたは追加払いに関して，税の支払いに対する権利および恩典を解除するという委員会の命令を受けた日から30日以内の期間に，関税局（Customs Departments）または税関の検問所に申請しなければならない。支払いは税の支払い通知を受取った日から30日以内に関税局(Customs Department）によって指定されるとおり事務局において行なわれるものとする。これが行なわれない場合には，商品は非合法的に輸入若しくは輸出されるものとみなされ，この場合には関税法（Customs Laws）が適用される。

被奨励者が，第2項にもとづく事務局の注意にもとづいて行動しない場合には，委員会は，第2項にもとづく期限の満了後に支払われる税または追加税の額にもとづき月1％の割合で，第5項にもとづく税の支払いまたは追加支払いとともに，関税局を通して，国家に追加税を支払うことを被奨励者に強制するものとする。ただし，本条にもとづく税の追加払いは，関税法（Customs Laws）の規定にしたがい合法的であると考えられる税額またはその追加的支払いをこえないものとする。

裁判の手続きのために，本条にもとづく合法的に規定された期間は，かかる命令の受領の日から30日経過した後に始まるものとする。

第31条　被奨励者が税の免除されている機械類を抵当に入れ，かつ被奨励者とは別人である抵当権者が，第21条にもとづき委員会によって指示される期間の満了以前にかかる機械類の抵当権を強要する場合には，譲渡の日に税制上の特典を受ける資格をもはや有していない機械類の輸入者と見なされる抵当権者に対して，関税に関する法律が強制されるものとする。

第32条　担当官は，必要である家宅のいかなる者からも事業活動に関する事実を調査し，または文書若しくは物件を検査するために，日の出から日没までの間に奨励申請者または被奨励者の家宅に立入る権限を有する。この目的のために，奨励申請者および被奨励者は適切な便宜を与えなければならない。

担当官が，前項に規定された家宅に立入ることを申入れる場合には，奨励申請者および被奨励者は，緊急の場合を除き，あらかじめ妥当な時に書面をもって通知するものとする。

第33条　第32条にもとづく職務を遂行するに当たっては，担当官は，関係者が要請するときは，身分証明書を提示するものとする。

担当官の身分証明書は，委員会によって定められた様式にしたがうものとする。

第34条　いかなる被奨励者でも第13条にもとづいて課される報告の提出を怠るものは，1000バーツをこえない罰金に処せられるものとする。

第35条　第32条にもとづいて権限の与えられた作業を遂行するために担当官に対して便宜を与えることを妨げまたは怠る者はすべて，1000バーツをこえない罰金に処せられものとする。

第36条　この布告の施行の日に検討を継続中の奨励申請は，この布告にもとづいて申請されたものとみなされる．

第37条　この布告の施行の日以前に，産業投資奨励法（Promotion of Industrial Investment Act）にしたがって，省令（Ministerial Regulations）または投資委員会の通知によって定められた種類，規模および条件の事業活動を企てる被奨励者は，奨励認可証に指定される条件にもとづき，かつ，この布告が発効する前日に存在する法律にもとづき，権利および恩典を享受するものとする．またこの布告にもとづく権利および恩典を得る権利は，影響を受けないものとする．したがって，新しい奨励認可証の受領によって，それは，この布告による被奨励者とみなされる．

第38条　総理大臣は，この布告の施行に対して権能および責任を有するものとし，並びに，この布告の施行のために担当官を指名する権限を有するものとする．

第39条　この布告は，官報にこれを掲載した翌日から発効するものとする．

仏暦2515年10月18日

国政評議会議長タノムキッチカチョン陸軍元帥

2. 外国人事業法

国政評議会布告第281号

現在外王国で事業活動に従事する外国人の数が多く，またこの数が着実に増大している事実，またタイ国民が技術的にも政治的にも，いまや各種の分野で事業活動を営むことができるという事実にかんがみて、国政評議会（NEC）は，国家貿易ならびに経済における努力の均衡を維持し，合わせて外国人による事業活動をして可能な限り国家の利益に寄与させるため，外国人の事業活動に適用される原則と手続きを規定することが適当であると考慮するに至った。ここに，国政評議会議長は以下の通り布告するものである。

第1条　本布告の条項に関連するか，またはその条項に反し，もしくは矛盾するその他の法律，規則および細則はすべて廃止される。

第2条　本布告は，暫定的な条件もしくはタイ王国政府と外国政府とのあいだで締結された取決めのもとに，タイ王国政府の許可を受けて，王国内で事業活動を営んでいる外国人には適用されない。

第3条　この布告において

「外国人」とは，以下の各号に該当するものを含めて，タイの国籍を有しない自然人もしくは法人を意味する、

(1) その資本の50％以上が外国人に所有されている法人

(2) 法人であって，外国人が株式が保有し，その協同出資者であるか構成員である場合，もしくは外国人の投資規模にかかわりなく，株主，協同出資者もしくは構成員の過半数以上が外国人によって占められている場合

(3) 共同経営者もしくは支配人が外国人である有限会社または通常の法

人企業

この定義の適用に際して，省令により別に明示なき限り，外国人である保有者にたいして発行された有限会社の持ち分についても考慮が払われるものとする．

「事業」とは，鉱業，工業，手工業，商業，サービスまたは商慣習のその他の分野での事業活動を意味する．

「免許」には証書も含まれる．

「被免許者」とは，事業を行なう免許を取得する外国人を意味する．

「担当官」とは，本布告のもとに職務を遂行するため，大臣により任命されたものを意味する．

「登記官」とは，大臣により外国人による事業活動に関する登記官に任命されたものを意味する．

「長官」とは，商業登記局の長官を意味する．

「大臣」とは，本布告の執行を所轄する大臣を意味する．

第4条　外国人は，本布告の付属文書であるリストAおよびリストBに記載されている事業活動を営むことは認められない．ただし，追加的条件を規定した政令により別途に規定ある場合は，この限りではない．

外国人は，本布告の付属文書であるリストCに記載されている事業活動を営むことは認められない．ただし，長官による承認ある場合は，この限りではない．

第5条　本布告の付属文書であるリストCに記載されている業種に該当する事業活動の実行を望む外国人は，本布告第8条の定めに従って発布される省令に基づいて他の条件を課すことのできる長官に免許の申請ならびに交付は，長官によって指定された様式と手続きに従うもの

とする。

第6条　リストCに記載された業種に該当する事業を営むために，投資奨励法のもとで奨励特典を与えられた外国人は，奨励認可証の受領日から30日以内に，その旨長官に報告しなければならない。これを受理した長官は，当該外国人がかかる事業を営むことができるように証明書を交付しなければならない。

第7条　免許を申請する外国人は，以下に掲げる資格を満たしていなければならない。

(1)　20才未満でなきこと

(2)　タイ王国内に居所を有しているか，出入国法の規定に基づき王国に一時入国する許可を得ていること

(3)　精神異常者，有罪判決を宣告された者，禁治産者または準禁治産者でないこと

(4)　本布告に違反したかどで，裁判所により罰金の支払いを命じられたか罰金刑を課されたことのないこと，ただし，当該外国人が免許の申請日前の3年を越えない期間に，かかる有罪判決に従って罰金を完納している場合はこの限りではない。

(5)　刑法，出入国法によって規定された交易に関して，背任，詐欺および不法行為により禁固刑の言い渡しを受けていないこと，ただし，当該外国人が免許の申請日の3年を越えない期間に，かかる有罪判決の刑期を満了している場合にはこの限りではない。

(6)　輸出品規格，産業用製品規格に関する法律に違反したかどで，禁固刑の言い渡しを受けていないこと。ただし，当該外国人が免許の申請日前の3年を越えない期間に，かかる有罪判の刑期を満了している場

合にはこの限りではない。

(7) 破産していないこと

(8) 免許の申請日前の3年を越えない期間に，本布告もしくは輸出品規格または産業用製品規格に関する法律の規定に基づいて免許を取消されたことのないこと。

取締役，支配人その他の地位についている外国人が当該企業の事業活動に責任を有している法人が，免許を申請する場合には，前項の(1)，(2)，(3)，(4)，(5)，(6)，(7)および(8)の各号の資格を満たさなければならない。

第8条　大臣は，被免許者によって遵守されるべき以下の条件を規定する省令を公布する権限を有する。

(1) 免許事業の経営に使用される資本と負債の比率

(2) 被免許者が免許事業の経営資金として外国から導入される金額

(3) タイ労働者と外国人労働者または免許企業の事業活動に責任を有している者のあいだの出資比率。この場合のタイ労働者とは，必ずしも現地住民を意味するものではない。

第9条　免許を保持する外国人または前記第3条に規定された法人の株式を保有するかもしくはその共同経営者の地位にある外国人は，それが株式会社の場合には発行株式の3分の1，パートナーシップの場合には資本の3分の一の出資額を越えて他のパートナーシップの共同経営者または株式会社の株主になること，またそのような企業を取得することは禁じられる。ただし，長官から事前に許可を受けた場合はこの限りではない。長官はかかる許可を与える場合，特別の条件を課すことができる。

第10条　被免許者が以下に掲げる各号に該当すると認められた場合，長官は1回につき60日を越えない期間にわたり，その免許を停止する権限を有する。停止期間は，免許の停止または取消命令がだされた日付をもって起算する。

(1)　第5条に定めるところに従い長官によって明示された条件に従う行動を取っていない。

(2)　第7条に定めた資格を満たしていない。

(3)　第9条の規定に違反している。

(4)　第28条および第29条に規定した不法行為を犯している。

免許証の保持者が，第7条に定めた(2)号から(8)号までの資格を欠くか，第9条もしくは第28条に違反した場合には，その免許は停止もしくは取消される。免許が取消される場合には，被免許人は事業活動を営む一切の権利を剥奪される。

第11条　被免許者は，事務所の目立つ場所に本人の免許証を表示しておかなければならない。

免許証の基本的な部分を損失した場合には，被免許者は登記官にその旨通知し，かかる損失を確認した期日から15日以内に，当該免許証の再交付を申請しなければならない。

新しい免許証の申請およびその再交付は，長官の指定する様式と手続きに従うものとする。

第12条　第5条または第9条の規定に基づいて免許が交付されないか，第10条の規定に基づいて免許が交付されないか，第10条の規定に基づいて免許が停止されるか取消された場合には，それに該当する申請人または被免許者は，免許交付不認可の通知もしくは免許停止また

は取消の命令を受領した期日から60日以内に，書面により，委員会を介して大臣に再審査を請求する権利を有する。

この再審請求は，免許が停止される/取消された場合には，委員会の承認なき場合を除き，長官命令の実施の緩和を意味するものではない。

大臣の決定は最終的なものである。

第13条　第5条，第6条または第30条の規定に基づいて交付された免許の有効期間は無期限である。ただし，特定の事業活動を特定の期間に限り従事する被免許者に与えられた免許は，その特別な事情が存在する期間に限り有効とする。

第14条　事業を清算し，もしくは本店あるいは事業活動を営む場所を移動する被免許者は，長官によって指定された様式と手続きに従い，清算または移動の期日から15日以内に登記官にその旨通知しなければならない。

第15条　登記文書の閲覧，書き写しを希望するもの，または登記官によって保存されている記録文書の謄本または写真複写を求めるか，またはその交付を希望するのは，登記官の承認を得たならば，省令の定めに従がって料金を支払わなければならない。

第16条　「外国人企業活動に関する委員会」と呼ばれる委員会を発足させる。同委員会は商業次官（Under－Secretary of Commerce）を議長として，工業次官（Under－Secretary of Industry），外務次官（Under－Secretary of Foreign Affairs），国家経済社会開発委員会事務局長（Secretary－General of the National Economic and Social Development Board），国家安全保障会議事務局長

(Secretary-General of the National Security Council)，投資委員会事務局長（Secretary-General of the Board of Investment），労働長官（Director-General of Labour Department），内国交易長官（Director-General of Internal Trade Department）および商業登記長官（Director-General of Commercial Registration Department）の各委員をもって構成する。

委員会は，委員または他のものを委員会の事務局長に任命することができる。

第17条　委員会は本布告によって定められる権限および技能を有し，以下に掲げる各号に関して大臣に諮問するものとする。

(1) 第4条の規定に基づいて外国人が事業活動を認められる企業業種の指定

(2) 第5条の規定に基づいて増減が認められる企業数の指定

(3) 第8条の規定に基づいて発布される省令のもとでの条件の設定

(4) 大臣によって指示されたその他の事項

第18条　委員会の会議は，委員の少くとも半数が出席しなければ成立しないものとする。議長が欠席するか，その職務を遂行できない場合には，出席議員の互選によりその会議の議長を選ばなければならない。

会議の決定は，過半数の投票を得て行なわれる。投票にあたって，各委員は1票の投票権を有する。投票が賛否同数に分れた場合には，議長の特別投票によって決定を行なう。

第19条　その職務の遂行にあたり，委員会は，その活動の範囲内の事項を審議する分科委員会を設置することができ，またその設置により，

委員会は，事実，説明，勧告または意見を開陳させるため，いかなるものも同分科委員会に招くことができる。

第20条　その職務の遂行にあたり，登記官ならびに担当官は，以下に掲げる権限を有する。

(1) いかなるものをも審問しもしくは召喚して，事実を開陳させまたは必要な文書もしくは証拠類を提出させる。

(2) 本布告の規定に従って検査を実施するため，日中に外国人の事業所構内に入り，当該構内にいるものを審問しまたは文書もしくは証拠類の提出を求める。

上記(1)および(2)号に基づく職務の遂行に際して，かかる事業所の所有者または占有者は担当官に適切な便宜を与えなければならない。

第21条　担当官は省令の定めるところにより身分証明書を携行しなければならない。

その任務の遂行に際し，担当官は関係者に身分証明書を提示しなければならない。

第22条　担当官は，刑法の定めるところに従ってその任務を遂行しなければならない。

第23条　担当官の書面による質問または召喚に応じないか，または担当官の要請にたいして事実を開陳せず，あるいは文書もしくは証拠類の提出を行なわず，もしくは第20条に従って担当官に適切な便宜を供与しなかったものは，3,000バーツ以下の罰金に処される。

第24条　第11条(1)号または(2)号もしくは第14条の規定に従わない被免許者は，1,000バーツ以下の罰金に処せられる。

第25条　第23条および24条に違反した場合には，長官は違反者に

罰金を課すことができる。この場合，違反者は30日以内にその罰金を支払うものとし，その支払いをもって処罰は処理されたものとみなされる。

第26条　第4条に違反するか，第5条および第6条の規定に基づいて交付された免許をもたず，あるいは第30条に定めた証明書の記載条件に違反して事業活動を営む外国人は，3万以上5万バーツ以下の罰金に処せられ，裁判所の命令により事業活動の停止が言い渡される。

第27条　事業活動を停止され，または免許を取消され，もしくは再審請求権をもたないかあるいは大臣命令によりその免許が取消されたにもかかわらず事業活動を続けていることが知られた被免許者は，3万バーツ以下の罰金に処せられ，裁判所の命令により事業活動の停止が言い渡される。

第28条　本布告の規定に基づいて事業活動を営む免許を保有している外国人，もしくは外国人に所有されていながら免許の要るべき対象とならない，タイ国籍の事業所を保有しているもの，あるいは外国人との共同所になる事業で，あたかもタイ人によって所有されているかのごとく見せかけて本布告の規定を回避し，もしくはこれに違反しているものは，3万以上5万バーツ以下の罰金に処せられ，裁判所の命令により事業活動を停止される。

第29条　タイ国籍を有しながら，法人であるパートナーシップまたは株式会社の株式を外人に代わって保有し，本布告に違反して事業活動を営むもの，もしくはタイ国人との共謀で本布告に違反する事業活動を営んでいることが知られた外国人は，3万以上5万バーツ以下の罰金に処せられ，裁判所の命令により事業活動の停止が言い渡される。

第30条　本布告の制定の日に，本布告の付属リストに記載されている業種の事業活動にすでに従事している外国人は，長官から証明書を交付された後に限って当該事業活動の継続が認められる．この場合は以下の条件を遵守するものとする．

(1)　本布告付属リストAに該当する事業は本布告制定の日付より2年間に限り，事業を継続することができる．

(2)　本布告付属リストBに該当する事業は，期間の制限なく事業を継続することができる．ただし，免許証の保有者が，1992取政年度の決算を基礎として，年間30％を越える率をもって後年度に生産もしくは流通額を増大すること，ならびに本布告制定日以降に支店を増設することは認めない．ただし，長官から事前に承認を得ている場合はこの限りではない．

前記第(1)項でのべた外国人は，1年以上の期間にわたり通常の取引機行を行なって収入をあげながらその事業活動に従事していた場合に限り，免許の申請を行なうことができる．その事業活動が1年に満たないものについては，長官の決定と承認に従うものとする．かかる免許の申請は，本布告制定の日から90日の期間内に，所定の手続きと様式に従ってなされなければならない．事業に従事していながら，所定の期間内に申請を行なわなかった外国人は，もはやかかる事業に従事していないものとみなされる．

第31条　商業大臣は，本布告の執行を所轄するものとし，登記官，担当官を任命し，本布告に付属する料金率を越えない範囲で料金を定めた省令および本布告の目的を達成するための適切な措置を可能にする通達を発布する権限が与えられる．

省令は官報に掲載されたのちに発効するものとする。

第32条　本布告は官報に掲載された日付の翌日をもって発効するものとする。

仏暦2515年11月24日

国政評議会議長　タノム・キチカチョン元帥

料　金　表

(1) 免　許

(a) 法人の場合 …… 登記資本1,000バーツにつき5バーツ，ただし1万バーツを越えないものとする。1,000バーツの端数がある場合には，これを1,000バーツとする。

(b) 自然人の場合 …… 1,000バーツ

(c) 第13条に基づく暫定免許の場合は，上記(a)または(b)号のいずれかが該当する料金の半額が徴収される。

(2) 免許の再交付 …… 100バーツ

(3) 登記書類の閲覧または書き写し …… 申請1回あたり50バーツ

(4) 謄本または写真複写の申請 …… 1ページあたり50バーツ

(5) 記録文書の謄本の交付 …… 申請1回あたり50バーツ

……○……○……○……

NEC布告付属文書

リスト A

業種－1　農　業

(1) 米　作

(2) 製塩（塩田），地下塩の採取を含むが岩塩は含めない。

業種－2　商　業

(1) 内地産農業製品の流通，(2) 不動産取引

業種－3　サービス業

(1) 経理，(2) 法律，(3) 建築設計，(4) 広告，(5) 仲買人または代理店，(6) 競売，(7) 理髪店および美容院

業種－4　その他

(1) ビル建設

リスト　B

業種－1　農　業

(1) 農作，(2) 造園，(3) 家畜の飼育（養殖を含む），(4) 林業，(5) 漁業，

業種－2　工業および工芸

(1) 精米，(2) 米穀製粉，(3) 製糖，(4) 飲料水の製造（アルコール分の含有・非含有を問わず），(5) 製氷，(6) 製薬，(7) 冷凍，(8) 製材，(9) 金，銀，黒金細工製品その他石磨き金属細工の製品，(10) 仏像および喜捨鉢の鋳造，(11) 木彫機の製造，(12) エナメル製品の製造，(13) 各種マッチの製造，(14) 白石灰，セメントおよびセメント製品の製造，(15) 石切り，(16) 合板，ベニヤ板，ボール紙類の製造，(17) 衣類，履物類の製造（ただし輸出用を除く），(18) 印刷機械，(19) 新聞，(20) 絹紡，絹布の製織，絹織物の染色，(21) 絹布，絹糸，絹まゆの生産

業種－3　商　業

(1) すべての小売業，ただしリストCに記載されているものを除く，

(2) 天然鉱石の取引，ただしリストCに記載されているものを除く，

(3) 各種食品，飲料水の販売，ただしリストCに記載されているものを除く，（3）各種食品，飲料水の販売，ただしリストCに記載されているものを除く，(4) 骨とう品，アンモーク，美術品の取引

業種一4 サービス業

(1) 観光案内 (2) ホテル業，ただしホテル業務の経営管理を除く，(3) 娯楽施設場に関する法律の適用を受ける事業，(4) 写真スタジオ，フイルムの現像，焼付，(5) クリーニング，(6) 洋服仕立，

業種一5 その他

(1) 国内の陸上，水上および航空輸送

リストC

業種一1 商業

(1) リストAに記載されたものを除くすべての卸売業，(2) すべての輸出取引，(3) 機械類，エンジン，工具の小売，(4) 観光振興のための食品および飲料水の販売

業種一2．工業および工芸

(1) 飼料の生産，(2) 植物油の抽出，(3) 製紡，染色，捺染を含む繊維，編物製品の製造，(4) 電球を含むガラス容器の製造，(5) コップ，椀類，皿類の製造，(6) 書き物用紙，印刷用紙の製造，(7) 岩塩の採取，(8) 鉱業，

業種一3 サービス業

(1) リストAおよびリストBに記載されていない其の他のもの，

業種一4 その他

(1) リストAに記載されているものを除く建設

3. 外国人職業法

国政評議布告　第322号

現在タイ王国で事業活動に従事している外国人が多く，またその数も増えて，国内労働市場とタイ国民の生活に影響を及ぼしているという事実にかんがみ，国政評議会（NEC）はタイ国民の雇用を保護するため，外国人事業に関する手続きと範囲を規定することが適当であると思料するに至った。ここに国政評議会議長は以下の通り布告するものである。

第1条　仏暦2488年制定の職業法は廃止される。

本布告の条項に関連するか，またその条項に反し，もしくは矛盾するその他の法律，規則，細則はすべて本布告によって代えられる。

第2条　本布告は，以下の各号に該当する外国人には適用されない。

(1) その職務を遂行するためタイ王国に赴任する外交代表部の長もしくは職員。

(2) その職務を遂行するためタイ王国に赴任する領事代表部の長または，その職員。

(3) その職務を遂行するためタイ王国に赴任したもので，本人の地位，身分にかかわりなく，外交代表部の一員の場合と同じように法律によって特権と保護を与えられているもの。

第3条　本布告は，次の各号に該当する地位を有する外国人には適用されない。

(1) タイ王国において職務を遂行し，作業を実施することをタイ王国政府によって認められている外国人。

(2) タイ王国政府と外国政府との間で締結された取決めのもとに，タイ王国政府のために職務を遂行し，作業を実施する外国人。

(3) 15日を越えない期間内に、緊急に完成させなければならない作業実施するために入国する許可を得て、出入国法に定めた規定に基づく特定期間に限って王国に入国する外国人。

(4) 教育、文化、芸術、スポーツまたは勅令により指定された活動を目的とする職務を遂行し、作業を実施するため王国に入国する外国人。

(5) 前記(1)および(2)号に規定した外国人または第2条にのべた外国人が同伴する使用人。

第4条　本布告の適用にあり、

「外国人」とは、タイ国籍を有しない自然人を意味する。

「労働」(work)とは、筋肉労働をもってまたは本人もしくは他人の知識をもって、賃金その他の利益の対価をもって、あるいは無償で労働することを意味する。

「免許」とは、労働免許を意味する。

「被免許者」とは、免許を保持しているものをう。

「委員会」とは、外国人労働調査委員会を意味する。

「担当官」とは、大臣により任命され、本布告に規定された職務を遂行するものをいう。

「登記官」とは、外国人の労働を処理する登記官として、大臣により任命されたものをいう。

「医官」とは、労働省医官をいう。

「大臣」とは、本布告の執行を所轄する大臣をいう。

第5条　その場所、時間を問わず、絶対的禁止または条件付き禁止にかかわりなく従事することが禁じられている一般職、専門職の労働は、勅令によって指定される。

第6条　第8条ならびに第34条の規定に従がうことを条件として第5条の規定に基づいて発布された勅令によって禁止されている労働については，長官またはその授権者によって免許が交付された場合に限り，外国人はその労働に従事することができる。

第7条　出入国法の規定に従うことを条件として，王国内の事業で労働させるために外国人の雇用を望むものは，その外国人のための免許交付の申請を長官またはその授権者に提出しなければならない。

長官またはその授権者は，当該外国人が王国に入国した時に限り，前項に基づいて外国人に免許を交付するものとする。

第8条　投資奨励法その他の法律の定めるところにより，王国で労働する許可を得た外国人は，本人がタイ王国に入国した期日から30日以内に長官またはその授権者に免許の交付を申請しなければならない。

本布告制定の期日前に，前項の規定に従がって王国に入国することが許可されている外国人は，本布告制定の期日から90日以内に長官または，その授権者に免許の交付を申請しなければならない。

申請を受理した長官またはその授権者は，遅滞なく免許を交付しなければならない。

第9条　第6条の規定に従がって免許の交付を申請する外国人は，以下の各号に掲げる資格を満たしていなければならない。

(1) 王国内に居所を有し，または出入国法の定めに従って暫定的な期間王国に入国する許可を得ていること。

(2) 精神異常者でないこと

(3) 免許条件に基づいて労働する能力と知識を有していること。

第10条　免許の有効期間は，以下に示す通りである。

(1) 第34条第1項に基づいて外国人に交付される免許は，当該外国人の終身にわたり有効とする。ただし，その外国人が職業を変えた場合にはこの限りではない。

(2) 第8条に基づいて外国人に交付される免許は，かかる法律のもとで外国人が労働することを認められた期間有効とする。

(3) 出入国法の規定に基づき，暫定期間に限って王国に滞在することを認められた期間有効とする。

第11条 必要な場合には，被免許者で，免許の延長申請を望むものは登記官にその旨申請しなければならない。申請を受理した登記官は，当該外国人がかかる法律のもとで労働することが認められた時期までその有効期間を遅滞なく延長しなければならない。

第12条 第10条(3)号にのべた被免許者の免許期間が満了し，その被免許者が継続して労働することを望む場合には，被免許者は期間の満了前にその旨申請しなければならない。免許期間が満了すれば，本人は労働することが認められない。ただし，暫定期間に限り継続して労働することを認める許可が登記官によって与えられた場合はこの限りではない。

第13条 大臣は，以下に掲げる各号に関して，様式，規則および手続きを定める省令を発布する権限を有する。

(1) 第6，7，8ならびに34条の規定に基づく免許交付の申請と労働条件

(2) 第11および12条の規定に基づく免許更新の申請と更新の認可

(3) 第15条の規定に基づく免許再交付の申請と免許の再交付

(4) 第16条および第18条の通知義務に基づく労働または労働の場所

の場所の変更の許可

(5) 第24条に基づく身分証書の発給

第14条 第6，7，8ならびに34条の規定により免許が交付されないか，第16条の規定により労働の変更または労働場所の変更が許可されない場合に，申請人は免許交付の不許可を伝える命令を受領した期日から30日以内に，長官またはその授権者もしくは登記官のいずれか該当するものを通じて，書面をもって大臣に再審請求する権利を有する．再審請求は，15日以内に第20条の規定に基づき，その措置を講ずる委員会に提出されるものとする．大臣の決定は最終的である．

前項に基づいて再審請求にたいする決定が下されていない間，大臣は，申請人の要請により暫定的な労働を許可する権限を有する．

第15条 免許の重要部分が損失した場合には，被免許者はかかる損失を確認した期日から15日以内に，免許の再交付を登記官に申請しなければならない．

免許再交付の申請は，長官によって指定された様式と手続きに従うものとする．

第16条 被免許者は，免許に明示されているものの外に労働を変えたり，労働の場所を移すことは認められない．ただし，登記官の承認ある場合はこの限りではない．

前項にのべた許可の申請は，長官によって指定された様式に従うものとする．

第17条 いかなるものといえども，その事業所で労働する免許を有していない外国人を雇用したり，免許に特記されたものとは異なる労働に

従事させるために外国人を雇用することは禁じられる。

第18条　外国人を雇用し，または第16条の規定に基づいて許可された場所以外で労働させるために外国人を移動し，もしくはその外国人の雇用を中止した場合には，雇用主は，雇用，移動または雇用の中止のいずれか該当する事項の発生した期日から15日以内に登記官に報告しなければならない。

前項にのべた報告は，長官の指定する手続きと様式に従うものとする。

第19条　「外国人労働調査委員会」（Committee on Study of Work of Aliens）と呼ぶ委員会を設置する。この委員会は，内務次官（Under Secretary of Interior）を議長として，外務省，工業省，地方自治省，警察省，公共福祉省，公訴省，商業登記省，国内流通省，投資委員会事務局，国家経済社会開発委員会事務局，の代表からなる委員ならびに委員兼事務局長を併任する労働省の代表によって構成される。

第20条　委員会は，以下の各号に該当する分野に関する大臣の諮問機関として，分析し，勧告し，対策を講じる任務を負う。

(1) 第5条に基づく勅令の発布

(2) 第13条に基づく省令の発布

(3) 第15条に基づく再審請求の審査

第21条　委員会の会議は，全成員の少なくとも半数が出席しなければ成立しない。議長が欠席またはその職務を遂行できない場合には，出席委員の中で議長を互選する。会議の決定は，過半数の投票によって行なう。各委員はそれぞれ1票の投票権を有する。投票が同数に割

れた場合には，議長の特別投票によって決定を行なう．

第２２条　委員会は，同委員会の権限の範囲で，調査を行ない，措置を講じるために分科委員会を設置し，いかなるものでも指名する権限を有する．

第２３条　本布告の条項に基づき，その職務を遂行するにあたり，長官，その授権者，登記官または担当官は以下の権限を有する．

(1)　いかなるものをも審問，召喚して事実を開陳させ，必要な文書または証拠類を提示させる．

(2)　本布告の規定に基づいて検査を行なうために，その労働時間中に外国人が労働している事業所内に入り，構内に居合せたものを審問し，そのものに文書または証拠類の提出を要求する．

上記(2)項の作業を実施するにあたり，かかる施設の所有者または占有者は，担当官に適切な便宜を与えなければならない．

第２４条　登記官および担当官は，省令によって指定された様式による身分証明書を携行するものとし，本布告の規定に基づいてその職務を遂行するにあたっては，関係者の要請があれば身分証明書を提示しなければならない．

第２５条　本布告の規定に基づいて職務を遂行するにあたり，登記官ならびに担当官は刑法の定めるところに従うものとする．

第２６条　第８条または第３４条の規定により免許をもたずに労働に従事していることが知られた外国人は，１,０００バーツ以下の罰金に処せられる．

第２７条　第１５条の規定に従わない被免許者は，５００バーツ以下の罰金に処せられる．

第27条　第15条の規定に従わない被免許者は，500バーツ以下の罰金に処せられる。

第28条　第5条の規定に基づいて発布された勅令に違反して労働に従事していることが知られた外国人は，5年以下の禁固，もしくは1万バーツ以下の罰金に処せられ，あるいはこれを併科される。

第29条　免許をもたずに労働に従事していること，第6条の規定により免許に明記されていた条件に違反したこと，または第12条に違反したことが知られた外国人は，3カ月以下の禁固もしくは，5,000バーツ以下の罰金に処せられ，あるいはこれを併科される。

第30条　第16条の規定を違反したことが知られた被免許者は，1カ月以下の禁固もしくは2,000バーツ以下の罰金に処せられ，あるいはこれを併科される。

第31条　第16条の規定に違反して外国人を雇用したものは，3年以下の禁固もしくは6,000バーツ以下の罰金に処せられ，あるいはこれを併科される。

第32条　第18条または第35条の違反者は1,000バーツ以下の罰金に処せられる。

第33条　当局の審問または召喚に従がわないか，事実の開陳を行なわず文書または証拠物の提提示を行なわず，あるいは第23条の規定に基づいて職務を遂行する長官，その授権者，登記官および担当官に適切な便宜を与えなかったものは，3,000バーツ以下の罰金に処される。

第34条　出入国法の規定に基づいて居住許可証を保持し，かつ本布告の制定日の前からすでに労働についている外国人で，その職の継続を

希望するものは，本布告制定の期日から90日以内に長官またはその授権者に免許交付を申請しなければならない。長官またはその授権者は当該申請の承認後，免許は遅滞なく交付されなければならない。

出入国法の規定に基づき，暫定期間に限り王国に入国することを許されて，かつ本布告の制定日の前から労働に従事していた外国人は，所定の期間に限り継続して労働することができる。しかし，本布告が制定され，当該外国人が継続して労働することを望む場合には，当該外国人は，第6条の規定によって免許の交付を申請しなければならない。

第35条　本布告制定日の前からその事業所で外国人を労働させているものは，本布告制定の期日から45日以内に，雇用している外国人の地位に関する報告書，長官によって指定された手続きと様式に基づいて登記官に提出する義務を負う。

第36条　内務大臣は，本布告の執行を所轄し，かつ登記官および担当官を任命し，本布告の付属料金率を越えない料金を定める省令を発布する権限を与えられる。ただし本布告の規定のもとに定められた料金ならびに他の職種の指定については除外する。

かかる省令は，官報による公示をもって発効するものとする。

第37条　本布告は，官報掲載の期日から90日を経過した後に発効するものとする。

仏暦 2515年12月13日

国政評議会議長　タノム・キティカチョン元帥